

1. 商品名	・ 普通預金
2. 販売対象	・ 法人および個人
3. 期間	・ 定めなし
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 随時預入 ・ 1 円以上 (新規預入時は 100 円以上) ・ 1 円単位
5. 払戻方法	・ 随時払い戻します。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 課税方法	・ 毎日の店頭表示の利率を適用します。(店頭またはインターネット上のホームページでご確認ください。) ・ 毎年 2 月と 8 月の当行所定の日に支払います。 ・ 毎日の最終残高 1,000 円以上について付利単位を 100 円とした 1 年を 365 日とする日割計算。 ・ 法人のお客さま・・・総合課税 個人のお客さま・・・20.315%の源泉分離課税(国税 15.315%、住民税 5%)(注) (注) 平成 25 年 1 月 1 日から受け取る利息には、復興特別所得税が追加的に課税されることになりました。
7. 手数料	
8. 付加できる 特約条項	・ 個人のもは総合口座による当座貸越ができます。 (貸越極度額は担保定期預金の 90%以内 (千円単位) または 500 万円以下。 貸越利率は担保定期預金の約定利率に 0.50% を上乗せした利率) ・ 個人のもはマル優の取扱いができます。
9. 中途解約時 の取扱い	
10. その他参考 になる事項	・ 決済用普通預金への変更ができます。(窓口迄お申し出ください。)
11. 預金保険法 による保証	・ 本商品は預金保険の対象ですが、全額保護の対象ではありません。 (預金保険制度により保護される他の預金と合計して、預金者一人あたり一金融機関毎に元本 1,000 万円迄とその利息が保護されます。)
12. 当行が契約して いる指定紛争解 決機関	・ 一般社団法人 全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 0570-017109または03-5252-3772 受付日 月～金曜(銀行の休業日を除きます。) 受付時間 午前9時～午後5時